

さいたま市告示第 1 3 8 0 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、令和 8 年さいたま市告示第 1 3 7 8 号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 指定を解除する区域

別図のとおり（さいたま市北区植竹町一丁目 7 6 7 番 1 の一部及び 7 6 7 番 2 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号。以下「規則」という。）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

シアン化合物並びにふっ素及びその化合物

3 規則第 3 1 条第 2 項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類

六価クロム化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

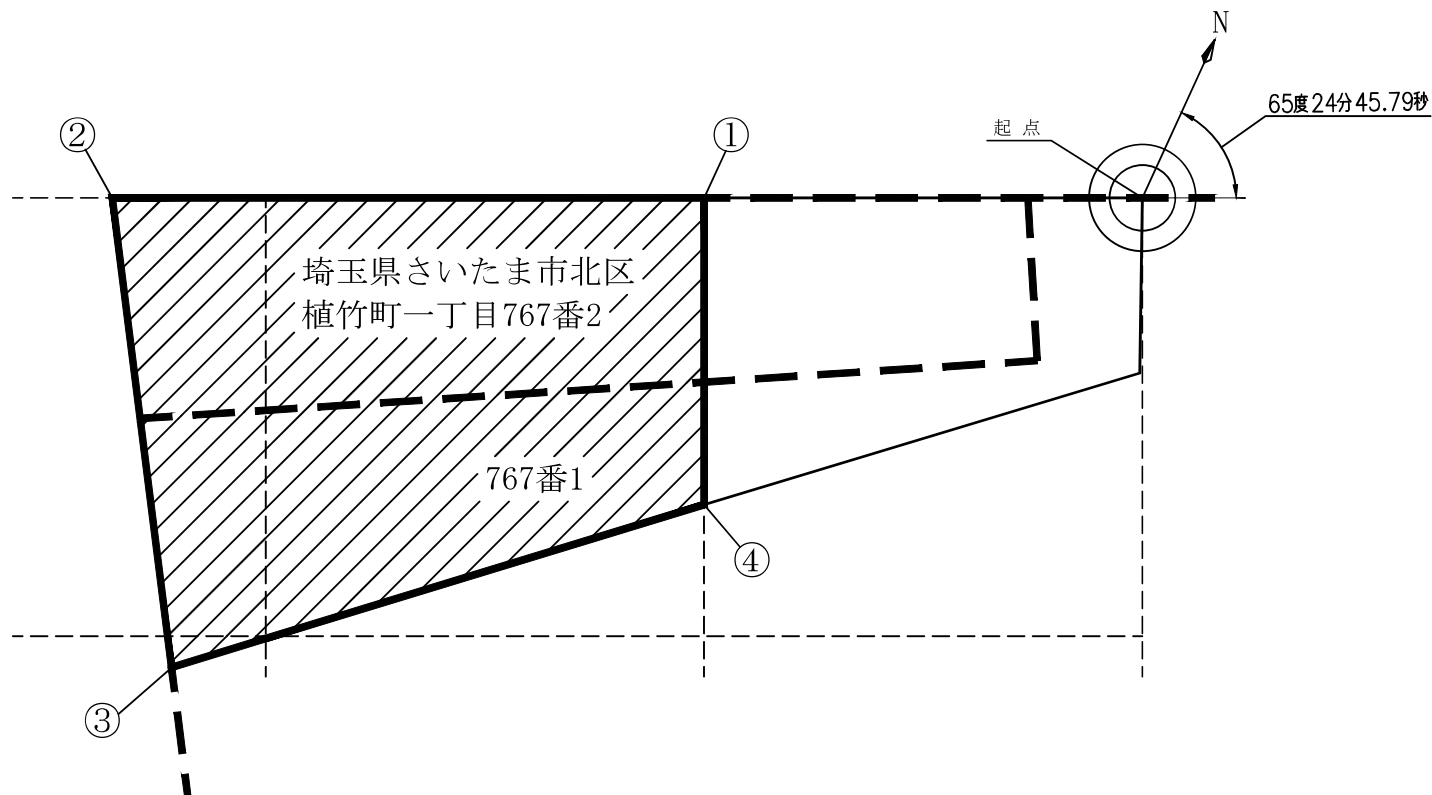
土壤汚染の掘削除去

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所環境局環境共生部環境対策課水質土壤係

(2) 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 3 3 1

別 図



【凡例】

-  : 指定を解除する区域
-  : 調査対象地
-  : 敷地境界
-  : 単位区画
-  : 地番境界

【起点】

起点は、座標 (X=-7950.340、Y=19054.175) とする。
 ※起点の座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の
 規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 (65度24分45.79秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北
 方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により構成されている格子を、起点を中心
 として、右回りに回転させた角度を示す。

【座標】

地点	X	Y
起点	-7950.340	-19054.175
①	-7954.501	-19063.268
②	-7960.118	-19075.544
③	-7969.300	-19069.858
④	-7960.866	-19060.356